

助成金交付手続きに係る注意事項について

■申請・実績報告手続きについて

- ・申請書・実績報告書（助成金交付請求書）には、原則、会員名簿に登載している県内の主たる連絡先の会社名、代表者名、住所での記入をお願いします。
記入いただく内容は、「全て印字」または「全て手書き」で作成ください。（印字と手書きの両方が含まれる場合は、押印をお願いします。）
- ・捨印、訂正印、修正液・修正テープ等による助成金請求金額の訂正はできません。
- ・各助成事業に、事前申込提出期限（令和7年12月25日まで）及び実績報告書の提出期限（令和8年2月28日まで）を定めています。提出期限を過ぎた場合は受付できません。また提出期限以降に導入・支払した場合や期限以降に各書類を提出された場合は、助成金を交付できませんので、期限を遵守していただきますようお願いいたします。
※助成対象装置（機器）を新車に装着して導入する場合は、自動車検査証記録事項（電子化されていない場合は自動車検査証）に記載の新規登録年月日を、導入年月日として取扱います。
- ・実績報告書は、装着日（取得日）か支払日のいずれか遅い日から30日以内、または提出期限のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。
期日までに提出されない場合、助成金が交付されない場合があります。

■装着証明書・販売証明書について

- ・メーカー、販売店に、証明書用紙を渡し、作成を依頼してください。
※導入台数等が多い場合、様式を複数コピーして作成依頼してください。
※装置等記入欄に、別紙を添付する作成は、証明にはなりません。
必ず決められた様式で、証明書を作成してください。
※証明書類等には、必ず日付を記入するよう依頼してください。

■請求書等について

- ・各種助成事業の中で、装置（機器）の型式等を指定しているものがあります。
請求書等に型式等を明記してください。
※購入先等には、事前にその旨をお伝えいただき、必ず請求書等に型式等が明記されるよう依頼してください。

■ 領収書等について

- ・助成金の交付を受けるためには、支払いを確認できる書類（領収書または振込金受取書）が必要です。ただし、インターネットバンキングで振込された場合は、振込先・振込金額・振込指定日が確認でき、かつ、振込指定日に引き落としが確認できる書類（入出金明細書等）が提出された場合は、支払いを確認できる書類に代えることができます。
- ・クレジットカード支払い、手形支払い、インターネット等を利用する手形決済（でんさい等）等で支払う場合は、支払期日が令和8年2月末までのものに助成金を交付します。なお、支払いが確認できる書類として、領収書（写）及び支払期日がわかる明細（写）等を添付してください。

■ リースに係る手続きについて

- ・助成事業によっては、リースによる導入の場合も助成対象となりますが、助成対象となるリースは「ファイナンス・リース」です。「オペレーティング・リース」は対象外です。リース会計基準では「ファイナンス・リース」とはリース期間途中での解約ができない取引で、借り手が、物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すると定義されており、「オペレーティング・リース」はそれ以外の取引とされています。
具体的には、原則としてリース物件の所有権が移転しないことが明らかで、「リース料から金利等を控除した額が物件購入価額の90%未満」と「解約不能リース期間が物件耐用年数の75%未満」の両方を満たすリースは「オペレーティング・リース」となります。「ファイナンス・リース」の判定には計算を要しますので、契約前に必ずリース会社にご確認下さい。
- ・リースによる導入の場合、リース契約書（約款含む）を提出いただきますが、契約書で装置（機器）の明細や・型式、自動車登録番号・車台番号等が確認できない場合は、別に自動車検収完了証やリース物件借受証、付属品明細書等を提出していただくこととなります。

■ 割賦に係る手続きについて

- ・年度を越えて決済される割賦（売買）契約や延払契約により、助成対象装置（機器）を導入する場合（新車購入時含む。）は助成対象となりません。
ただし、期間内に解約・代金支払・領収書発行される場合、助成の対象となります。

■ 取得財産処分の制限について

- ・助成金によって導入（取得）した財産等には処分制限期間がありますので、各助成内容を熟読のうえ、基本要件や手続き上の制約などを充分にご理解下さい。